

バス停名称の表現法についての考え方(2019年7月15日改訂)

- lazuli.voyage/ -

はじめに

このサイトは、独立した旅行者が地球上のそれぞれの土地に用意された交通を利用して、自由に目的の場所に到達できるようにすることを目的に作成しています。

旅行者とは、観光、業務等のために旅行する人々だけでなく、就業、居住のために旅行する人々、そこで生活している人々も含みます。

本項は、この目的を達成するために、このサイトにある日本国内のバス停について、これらをどう表現するかについての考え方を説明するものです。

1. 想定される利用シーンについて (要求される表現)

このサイトは、以下のような利用シーンを想像しながら制作しています。

- ① 旅行のプランニング - ガイドブックや地図等との照らし合わせ (サイトユーザーの理解可能な言語での利用)
- ② 乗り場への到達および正しい車両の選択 - 地域の方々や乗務員との意思疎通 (バス停名や施設名の発音や指さし会話帳としての利用)
- ③ 降車地到達の判断 - 車内放送の聞き分けなど (バス停名の音による聞き取りの為の利用)

2. バス停の認識の方法について

表記法について説明する前に、バス停を認識するにあたっての考え方を説明します。

2-1. 原則として、同一、あるいはほぼ同一地点にあるバス停は、名称が異なっても同一のバス停として認識します。

2-2. 大きな鉄道駅の周辺等、一定の範囲内に多数のバス停が散在している場合は、同一名称であってもそれぞれ異なるバス停として認識します。

3. バス停名称の表現法についての考え方

3-1. 表現項目について

上記 (項目1) のとおり、想定される利用シーンにごと要求される表現が全く異なることから①表音表記、②表意表記、③日本語表記、必要に応じて④注記、の最大4項目併記とします。

3-2. 表意表記をするにあたっての原則

表意表記は原則として、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン国土交通省観光庁平成26年3月」（以下ガイドライン）に準拠します。

3-3. バス停名称の日本語文法上の考えかた

バス停名称には、利用者を目的地に誘導する役割もあり（「市役所前」など）、表音表記してしまうとその役割が表音の下に没してしまう場合があるため、このサイトにおいてはバス停名称を一概にガイドライン13頁①の「一般的な固有名詞-日本由来」と捉えることはせず、可能な限り、同13頁③の「普通名詞部分を含む固有名詞」と捉えます。

3-4. 表意表記の方法

3-4-1. バス停名称が、ガイドライン13頁①にあたる場合

ガイドラインは13頁①において「一般的な固有名詞 - 日本由来」を表音表記するものとしているので、これについては表意表記を併記しません。但し、ガイドライン12頁の（注）「管理者が定款等で既に外国語表記を規定している場合」にあたると思われる表記が存在する場合は、これを表意表記として併記します。

3-4-2. バス停名称が、ガイドライン13頁③にあたる場合

ガイドラインは13頁③において「普通名詞部分を含む固有名詞」の普通名詞部分を表意表記すべきとしていることから、この「普通名詞部分を含む固有名詞」である、あるいはこれを内包するバス停名称（「XX市役所」「XX市役所前」等）について、このサイトでは表意表記を併記するものとします。

4. バス停名称の表記の具体例

ガイドラインでは陸上交通の乗り場についての具体的な記載例が「国会議事堂前（駅名）」（13頁）の一例のみであることから、ここで「国会議事堂」「国会議事堂前」「国会議事堂前駅前」という名前の3つのバス停を仮想してこのサイトにおける表記法と考え方を例示します。

4-1. ガイドラインによる「国会議事堂前（駅名）」：Kokkai-Gijidomae (National Diet Bldg.)

（表音表記した後、表意を括弧（）で括って表記）

4-2. このサイトでの表現

4-2-1. 仮に「国会議事堂」という名称のバス停があった場合

表意表記：National diet building

表音表記：Kokkai-gijido

日本語：国会議事堂

注記：なし

（「The National Diet」及び「Diet Building」は参議院のホームページによります。

これはガイドライン12頁の（注）「管理者が定款等で既に外国語表記を規定している場合」にあたると思われるのでこれを表意表記とします（以下の例において同じ。）

4-2-2. 仮に「国会議事堂前」という名称のバス停があった場合

表意表記：National diet building

表音表記：Kokkai-gijido mae あるいは Kokkai gijido mae

日本語：国会議事堂前

注記：なし

4-2-3. 仮に「国会議事堂前駅前」という名称のバス停があった場合

表意表記：Kokkai-gijidomae (M14 C07) subway station

表音表記：Kokkai-gijido mae ekimae

日本語：国会議事堂前駅前

注記：National diet building

（バス停の目的は「国会議事堂」ではなく、「駅」であると思われるので、「国会議事堂」の部分の表意表記を行いません。ガイドライン13頁③により、「国会議事堂前」（駅名）を表音表記すべき固有名詞、「駅」を表意表記すべき普通名詞と認識します。駅前の「前」についてはガイドライン13頁の「国会議事堂前（駅名）」の表意表記の例で省略されるとおり省略します。このサイトではこの種の「前」について訳しようもないので表意表記においては原則として省略します。「国会議事堂前」（駅名）が内包する「国会議事堂」（建物名）については（2-1の例により）この表意表記を注記に付します。尚、前述の「前」を省略した結果、表意表記が、商標その他の名称そのものになる場合があるので、サイト内に（*）の文章を表示します。）

(* All company, product, service, trademark and brandnames used in this website are property of their respective owners.)

5. ガイドライン準拠の例外

訳語は原則として、ガイドライン「5. 具体的な対訳語 c. 対訳語一覧」によりますが、以下のような重要な例外があります。

5-1. ガイドライン52頁「鉄道駅/軌道駅」：ガイドラインによる対訳語「Station」

このサイトにおいてはスペースの許す限り以下の表記とします。

鉄道駅：train station

軌道駅：tram station

地下鉄駅：subway station

バス駅：bus station

（バスが鉄道駅から離れたバスステーションを発着するのか、鉄道駅を発着するのかは、旅行者にとって重大な関心事であり、また、不安の種でもあります。訪日旅行者の場合、母国が必ずしも鉄道中心の交通体系であると限らないことから、スペースの許す限り何の駅であ

るかを明確にします。)

5-2. ガイドライン29頁「入口」：ガイドラインによる対訳語「Entrance」

このサイトにおける表現：表音のまま残す、あるいは、「entrance」「junction」「gate」等、実態に即した（ガイドライン27頁（注）による）対訳。

（固有名詞「XX」に普通名詞「入口」を加えた「XX入口」バス停を原則どおり英訳すると「XX entrance」（ガイドライン13頁③「普通名詞部分を含む固有名詞」）となります。しかしながら、これは日本語の問題ですが、病院の玄関前のバス停を「XX病院入口」とするバス停もあれば、（分岐点の交通信号の名称をそのままバス停名としている場合など）XX湖まで数キロもある国道からの分岐点を「XX湖入口」とするバス停もあります。もし後者の「入口」を前者の「入口」のイメージで誤認すると深刻な誤降車を生じかねないことから、「iriguchi」は表音のまま残す、あるいは適当な訳語を付した上で、可能な限り当該バス停から「XX」に向けたおおむねの方位と距離を注記します。また、同様の意味を持つ「XX口」バス停についてもこれに準じます。）

5-2-1. 「〇〇駅XX口」（新宿駅西口等）の「口」の部分の訳語について

「XX」の部分が方位を示す日本語（東西南北）の場合、スペースの都合から原則として「口」の部分は省略します。「お城口」等、「口」の部分を省略すると意味が通らない場合は、「entrance」「exit」「gate」「side」等、適当と思われる訳語を付します。

5-3. ガイドライン50頁「〇丁目」：ガイドラインによる対訳語「〇」

丁目の表記についてはガイドラインにおいて単に数字による表記（chomeを省略）としています。このサイトでは、地域の方や乗務員とのコミュニケーション、車内放送の聞き分け等で表音表記も重要であるため、これを表音表記とします。但しカッコ書きで数字を合わせて表記します。

例) 〇〇3丁目：〇〇 san(3)-chome

例) XX1丁目：XX (1)itchome（音便の場合）

6. バス停名称にかかわらず統一した方法で表意表記を併記する項目

以下の項目において、このサイトではバス停名称にかかわらず統一した方法で表意表記を併記します。これに伴い、一部でガイドライン準拠の例外となる場合があります。

6-1. ガイドライン50頁「その他公的施設」に関連する市役所等の支所

市役所、町役場等の支所等の表意表記は、バス停名称にかかわらずこのサイトでは以下のように表現します。

XX市〇〇支所：XX city 〇〇 office

XX町〇〇支所 : XX town 〇〇 office

(本来、単に「office」とするのではなく「branch office」とすべきところですが、表記内にすでにXX・〇〇のふたつの地名を含んでいるので、ほとんどの場合スペース不足となります。このためこのサイトでは、上記表記法に統一します。)

6-2. ガイドライン50頁「その他公的施設」 - 「高等学校」

高等学校については、バス停名称にかかわらずこのサイトでは当該高等学校の名称を表意表記として併記します。但し、北海道立高校の名称が「北海道」から始まる場合は当該「北海道」を省略します。また当該高等学校に、ガイドライン12頁の(注)「管理者が定款等で既に外国語表記を規定している場合」にあたる名称がある場合にはこれを表意表記として記載します。

6-3. ガイドライン50頁「その他公的施設」 - 「病院」

病院については、ガイドライン12頁の(注)「管理者が定款等で既に外国語表記を規定している場合」にあたる名称がある場合にはこれを表意表記として併記します。但し、当該(正式)名称と異なる通称がある場合には当該管理者規定の(正式)名称を注記し、通称の表意表記を行います。「管理者が定款等で既に外国語表記を規定している場合」にあたる名称が見当たらない場合には、ガイドラインの原則どおり、対訳語「hospital」を使用しますが、当該施設の日本語名称が病院ではなく診療所である場合は、バス停の名称が「XX病院」であっても対訳語として「clinic」を使用します。

6-4. 高速道路上のバス停

高速道路上のバス停は、多くの場合、バス停へのアプローチが一般道のそれと大きく異なることから、両者を区別するため、「XX (〇〇expwy)」等と表現します。但しスペースの都合から、単に「XX (expwy)」とする場合があります。

6-5. バス停名称に「XXインター」が含まれている場合

バス停名称に「XXインター」が含まれている場合はこの部分の表音表記を「XX inta」、表意表記を「XX interchange」とします。

lazuli.voyage 管理人 小野大樹 (daiki.ono@lazuli.voyage)